

四日市市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下「庁舎等」という。）の余裕部分（以下「貸付物件」という。）を自動販売機の設置のため貸し付ける場合の取り扱いについて、四日市市公有財産規則（昭和39年規則第39号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(自動販売機の設置事業者の選定等)

第2条 貸付けの相手方となる自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）の選定は、原則として、一般競争入札（以下「入札」という。）の方法により選定するものとする。

2 前項の入札は、貸付物件ごとに、貸付期間中に設置事業者が支払う貸付料総額により行うものとする。ただし、新たに自動販売機を設置する場合で市長が適当と認めるときは、自動販売機の売上金額に乘じる貸付料率により行うことができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(最低貸付料)

第3条 貸付けに係る最低貸付料の額は、四日市市使用料及び加入金の徴収に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定に準じて算定した額を基準に市長が定める。

(貸付けの方法、期間等)

第4条 貸付けの方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 建物の余裕部分 原則として、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

(2) 建物等の敷地の余裕部分 民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地の賃貸借契約によることを原則とし、臨時設備の設置が必要な場合には借地借家法第25条の一時的な借地権の設定によるものとする。

2 貸付期間は5年（第2条第2項ただし書きの規定に基づく入札にあっては3年）以内とし、四日市市公有財産規則第11条の規定により準用する同規則第12条第2項の規定にかかわらず、貸付期間の更新は行わないものとする。

3 第1項第1号の貸付けに際し、前項の貸付期間について周知を図るため、入札公告時に、自動販売機の設置に係る市有財産有償貸付契約についての注意事項（様式第1）を配付するものとする。また、貸付期間満了の1年前から6月前までの間に、設置事業者に対し、書面（様式第2）により契約の終了を通知するものとする。

4 契約書は、市有財産有償貸付契約書（様式第3）を例として所要の契約書を作成するものとする。

(貸付面積)

第5条 行政財産の貸付面積は、法第238条の4第2項の規定に基づき行政財産の用途

又は目的を妨げない面積を限度とする。

(貸付料等の算定及び改定)

第6条 貸付料は、落札金額（建物の場合は、入札書に記載された金額に、貸付期間の初日における消費税及び地方消費税の率を乗じた額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した金額）とする。

- 2 第2条第2項ただし書きの規定に基づく貸付料率による入札（以下「貸付料率による入札」という。）を行った場合の貸付料は、前項の規定にかかわらず、自動販売機の売上金額に入札により決定した貸付料率を乗じた金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、貸付物件が建物の場合は、当該金額に、貸付期間の初日における消費税及び地方消費税の率を乗じた額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した金額とする。
- 3 前項の貸付料の合計額が、当該物件の最低貸付料に満たない場合の貸付料は、当該最低貸付料の金額とする。
- 4 貸付料は、貸付期間中は改定しないものとする。
- 5 光熱水費は、設置事業者においてあらかじめ自動販売機に設置した専用メーターにより、市長又は指定管理者が算定するものとする。

(貸付料等の支払)

第7条 貸付料は、貸付期間中の年度ごとに、市長が指定する期日（以下「指定期日」という。）までに年額を一括して納入させるものとする。

- 2 貸付料率による入札を行った場合の貸付料は、前項の規定にかかわらず、貸付期間中の年度の半期ごとに、指定期日までに納入させるものとする。
- 3 前条第5項の規定により算定した光熱水費は、貸付期間中の年度の半期ごとに、市長又は指定管理者が発行する納入通知書等により指定期日までに納入させるものとする。
- 4 設置事業者が指定期日までに貸付料又は光熱水費を支払わない場合は、指定期日の翌日から支払った日までの期間に応じ、当該未払金額に入札公告の日における四日市市税条例（平成16年四日市市条例第42号）附則第3条の2第1項のうち年1.4.6パーセントの割合に係る規定の例により算定した割合を乗じて算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を延滞金として徴収する。

(用途の指定等)

第8条 貸付けの契約を締結するときは、設置事業者に対して、当該貸付物件の用途を「自動販売機の設置場所」に指定するものとする。

- 2 前項の規定により指定した用途（以下「指定用途」という。）の変更は、行わないものとする。
- 3 市長は、貸付期間中において、設置事業者による貸付物件を指定用途に供する義務その他の契約に基づく義務の履行状況について、定期又は隨時に実地調査を実施し、又は設置事業者に対し所要の報告をさせることができるものとする。
- 4 貸付料率による入札によって選定された設置事業者は、設置した自動販売機に係る毎月の売上数量及び金額等を、翌月の10日（3月分については3月31日）までに、売上

報告書（様式第4）により市長に報告しなければならない。

（現状変更及び権利の譲渡等の禁止）

第9条 設置事業者は、貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、特段の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 設置事業者は、貸付物件の賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

（契約の義務違反に対する措置）

第10条 市長は、設置事業者が貸付期間中に貸付物件を指定用途以外の用途に供したときは、貸付料の1年分に相当する額として市長が算定した額（以下「貸付料年額」という。）の3倍の額の違約金を設置事業者から徴収するとともに、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、当該期間内に履行しないときは契約を解除する旨を設置事業者に通知するものとする。

2 市長は、設置事業者が前項に規定する期間内に指定用途に供しないときは、契約を解除するとともに、設置事業者に対して貸付物件の明渡しを求めるものとする。

3 市長は、設置事業者が貸付物件の賃借権の譲渡又は転貸をしたときは、貸付料年額の3倍の額の違約金を設置事業者から徴収するとともに、相当の期間を定めてその取消しを求め、当該期間内に履行しないときは、契約を解除する旨を設置事業者に通知するものとする。

4 市長は、設置事業者が前項に規定する期間内に取消しの措置を取らないときは、契約を解除するとともに、設置事業者に対して貸付物件の明渡しを求めるものとする。

5 市長は、設置事業者が実地調査及び報告の拒否等をしたときは、直ちに是正を求め、貸付料年額と同額の違約金を設置事業者から徴収するものとする。

6 市長は、設置事業者が第8条第4項の報告に関して虚偽の報告を行い、かつ、その行為が貸付料の全部又は一部を免れるための故意と認められるときは、貸付料年額の5倍の額の違約金を設置事業者から徴収するとともに、直ちに契約を解除し、設置事業者に対して貸付物件の明渡しを求めるものとする。

（遵守事項）

第11条 設置事業者は、この要綱に基づいて自動販売機を設置するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

（2）販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、つり銭の補充等、自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

（3）使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理を行うとともに、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機周辺を清潔に保ち、庁舎等の美化推進に協力すること。

（4）自動販売機での販売について、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、許可等が必要な場合は、適正に手続き等を行うこと。

（5）自動販売機の設置について、安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

（6）自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売

機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(指定管理者との協定)

第11条の2 設置事業者は、指定管理者が管理する施設に自動販売機を設置しようとするときは、あらかじめ当該指定管理者と協議したうえで、自動販売機の設置及び管理に関する協定書（様式第5）を例とした協定を締結しなければならない。

(準用)

第12条 行政財産である土地に自動販売機を設置することが、当該土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められる場合に、法第238条の4第2項第1号の規定に基づき、当該行政財産である土地を自動販売機の設置のため貸し付ける場合及び普通財産を自動販売機の設置のため貸し付ける場合の取り扱いについては、この要綱を準用するものとする。

(適用除外)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱は適用しない。

- (1) 施設内の食堂、売店等を市以外の者に使用許可又は貸付している場合で、使用許可等を受けた者が、当該食堂、売店等に自動販売機を設置する場合
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等の規定に基づき、現に福祉関係団体に自動販売機を設置させている場合で、引き続き当該団体に自動販売機を設置させる場合
- (3) 施設の取り壊しや改修工事等により、自動販売機の設置が短期間となる場合
- (4) 飲料及び食品以外の自動販売機を設置する場合
- (5) 前各号に該当する場合のほか、行政上、特定の事業者に自動販売機を設置させる必要があると市長が認めた場合

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月7日から施行する。